

狂犬病予防注射のお知らせ

実施日 5月11日(日)・5月18日(日)

両日雨天決行

※可能な限りお釣りが出ないようご協力ください。

料 金	注射（1頭につき） 狂犬病予防注射は、毎年1回受けなければなりません。	3,240円
	登録（1頭につき） 飼い犬の登録は、犬の生涯に1回です。	3,000円
	注射と登録両方の場合	6,240円

※町役場担当者が、飼い主の皆様の元へ受付、集金に伺いますので、
飼い主の皆様はその場に留まって順番を待つて頂くようお願いいたします。

（注 意 事 項）

- ◇ 注射時には飼い犬が暴れないよう飼い主の方にしっかりと押さえて頂きます。暴れる場合は注射が受けられない場合がありますので子供だけの来場はおやめください。
- ◇ 当日の犬の健康状態によっては注射を受けられない場合があります。
- ◇ 注射時に首輪が外れ、他の犬との喧嘩になることがないように事前に点検願います。
- ◇ 事前に注射用ハガキが届いている方は、裏面の「確認書」の内容を必ず確認し、問診票への記入を済ませた上で、注射会場へハガキを持参してください。
- ◇ 「鑑札」又は「狂犬病予防注射済票」が領収の証となるため別途領収書は発行しませんのでご了承願います。
- ◇ 最寄りの会場での時間帯に都合のつかない方は、各動物病院で個別に受けてください。※くわしくは、各動物病院にお問い合わせください。

○注射時に、鑑札による犬の登録を行う場合は記入してお越し下さい。

○マイクロチップ装着犬の場合は、web サイト(犬と猫のマイクロチップ情報登録)より登録を行ってください。 ※下記用紙の提出は不要です。

犬の新規登録用					
氏名		住所		電話番号	
種類		毛色		犬の生年月日	
犬の名前		性別	オス メス	大きさ	大 中 小

※ 小型犬や室内犬も登録・注射が必要です。

- 現在、犬を飼っているが登録をしていない方、又は、新たに生後91日以上
の犬を取得したときは、30日以内に登録をしてください。
- 「鑑札」と「狂犬病予防注射済票」は犬の首輪に付けなくてはなりません。
- 登録内容に変更が生じたときは、届け出が必要です。
→犬が死亡したとき、飼い主が変わったとき、飼い主の住所が変わったとき等

飼い主が守らなければならないこと

- 絶対に放し飼いをしないでください。（散歩中も含む）
- 空き地や公園、道路などで運動や移動をさせる場合は、犬が排泄した汚物は必ず持ち帰って処理してください。
- 2m以内の鎖で固定した物につなぐか、檻飼いで犬が通路等に出ないようにしなければなりません。自分の犬は安全という過信は禁物です。
- 飼い犬が他人に危害を加えたときは、速やかに適切な処置をして、その危害の内容等を届け出てください。
- 他の人の迷惑になる行為はしないでください。
- 飼育している場所は、糞尿で汚れがちになります。清潔を保って悪臭やハエなどが発生し隣近所の迷惑にならないようにしてください。
- 絶対に犬を捨てないでください。